

## 浜松市国民健康保険高額療養費の支給申請手続の簡素化に関する要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、被保険者の負担軽減及び事務の効率化のため、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「規則」という。)第27条の17の規定により、国民健康保険法(昭和33年法律第192号)第57条の2第1項に規定する高額療養費(以下「高額療養費」という。)の支給申請手続を省略すること(以下「手続の簡素化」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

### (対象者)

第2条 手続の簡素化の対象は、高額療養費に係る療養のあった月の初日において、世帯主及び世帯主の世帯に属する被保険者全員が70歳に達する日の翌日以降である場合に該当する浜松市国民健康保険の世帯主とする。

### (申請の省略)

第3条 前条に規定する世帯主は、高額療養費を世帯主が指定する金融機関の口座に振込む場合であって、規則第28条の2に規定する内容(申請年月日を除く。)に変更がないときは、規則第27条の16の規定にかかわらず、初回申請の翌月以降に発生する高額療養費の支給申請を省略できるものとする。

### (振込先の変更)

第4条 世帯主は、金融機関の振込先を変更する場合は、高額療養費の支給の前月末までに、市長に届け出るものとする。

### (支給決定)

第5条 市長は、第3条の規定により申請を省略した場合は、速やかに高額療養費の支給額を決定し、世帯主へ通知するものとする。

### (停止)

第6条 次の各号のいずれかに該当する場合は、手続の簡素化を停止できるものとする。

- (1) 世帯主から申出があった場合
- (2) 国民健康保険の加入者に異動が生じ、第2条の規定の要件を満たさなくなった場合
- (3) 世帯主の指定した金融機関口座に高額療養費を振り込みできなくなった場合
- (4) 国民健康保険料の滞納がある場合

### 附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。